

ID: 5605

担当部署: 健康福祉部 地域共生課

処分の概要	公益事業又は収益事業の停止命令		
法令名 根拠条項	社会福祉法 第57条		
法令番号	昭和26年法律第45号		
【基準】 法第57条の規定による。 (公益事業又は収益事業の停止) 第57条 所轄庁は、第26条第1項の規定により公益事業又は収益事業を行う社会福祉法人につき、次の各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、当該社会福祉法人に対して、その事業の停止を命ずることができる。 (1) 当該社会福祉法人が定款で定められた事業以外の事業を行うこと。 (2) 当該社会福祉法人が当該収益事業から生じた収益を当該社会福祉法人の行う社会福祉事業及び公益事業以外の目的に使用すること。 (3) 当該公益事業又は収益事業の継続が当該社会福祉法人の行う社会福祉事業に支障があること。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日